

静岡県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 鳥 澤 由 克
静岡県監査委員 田 口 章

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部健康福祉センター	令和2年12月9日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 母子・父子福祉協力員に対する報酬の算定誤り 3 内 容 東部健康福祉センター管内で県知事が委嘱している「母子・父子福祉協力員」のうち36人について、平成30年度の報酬額を誤って算定し支給していた。支給超過は35人246,240円、支給不足は1人82,620円であった。	
【措置の内容】 本件は、報酬額の計算に使用する表計算ソフトの集計表において、活動実績件数を入力し易くするために活動実績入力欄の順番を変更した際に、活動実績件数に基づくポイントの合計欄に設定してあった計算式を修正し忘れたことにより誤った計算結果が算定金額として表示されていたこと、計算結果に対するチェックを怠り算定金額をそのまま報酬額として支出を行ったことが原因です。 誤り判明後直ちに「母子・父子福祉協力員」全員に対し誤りの内容について説明のうえ謝罪するとともに、支給額に不足のあった1人に対しては令和2年5月29日に追加支給を行い、過払いとなった35人に対しては返納を依頼し、令和2年6月2日までに納付されたことを確認しました。 また、表計算ソフトの集計表については、令和2年度に次のとおり改善しました。 ・ 報酬の算出過程を確認できるようにするため、活動実績件数、活動実績件数に基づくポイント及びポイントから算出される報酬額を順序立てて表示しました。 ・ 活動実績件数に基づくポイントを表示するようにしました。 併せて、決裁時には関係職員相互によるダブルチェックを徹底しています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中遠農林事務所	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故の多発</p> <p>3 内 容 令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故が5件（人身1件、物損4件）発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <p>これまで工事安全パトロール及び安全講習会などを実施し、安全管理意識の徹底を図り、工事事故防止に努めてきました。</p> <p>令和元年度に発生した人身事故1件は土砂運搬中のダンプトラックの交通事故で運転者の不注意で交通信号を見落としたものであり、物損事故4件は管理設工事中に誤って既設水道管を破損したもので、掘削する作業員への指示の不足と作業員の不注意によるものであり、さらに水道管理者から提供を受けた管理図の精度が低く、これに基づき掘削を行ったことも事故発生の一因となっています。</p> <p>事故後、直ちに事故を起こした受注者へ再発防止に向けた危険予知（KY）活動等の実施を指示し、安全確保に向けた意識の徹底を図りました。特に埋設管破損事故の原因となる不明管について試掘数を増やして発注し、可能な限りその位置を把握するよう指示しました。また、当所が所管する工事受注者を対象に所長より事故防止に向けた注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、令和2年10月からは事務所発注の全ての工事に、「ハザードマップ」と「予想される事故対策リスト」の作成を義務付け、特に管理設工事等は「支障物対策チェックシート」を添付させ、これに基づくKY活動の実施や工事の進捗に合わせ内容の見直しを行うよう指導しています。</p> <p>また、労働基準監督署や建設業協会との合同パトロールを2回、事務所単独パトロールを2回、事務所検査監による抜き打ちのパトロールを9回と、例年以上に実施回数を増やし指導を強化しております。</p> <p>今後は、水道管理設位置等の危険箇所の事前調査に加え、これらの取組を継続するとともに、事故防止に対する意識を高め、安全に作業にあたるよう下請けも含めた工事関係者一人ひとりへの指導を徹底し、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。</p> <p>(経済産業部における措置)</p> <p>今回の第三者事故の発生を重く受け止め、類似事故の発生を防止するため、各農林事務所長に対し具体的な安全対策と受注者への指導を徹底するよう通知し、事故の再発防止に努めています。</p>	

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 建設工事の不適切な工事計画 |
| 3 | 内容 | 令和元年度に実施した畑地かんがい工事において、市による誤った登記の修正を待たずに工事を発注したため、一部の工事を取りやめることにより契約額4,587万円が約6割減額となり、工期が約11か月延長され、取りやめた工事については着手の目途が立たないなど工事計画に大幅な変更が生じた。 |

【措置の内容】

当所は、市から工事契約に影響を及ぼさないよう誤登記を是正する旨の文書の提出を受けたため、工事発注事務を進め、誤登記が是正されていない状況で工事契約を締結しました。

その後、県と市は地権者に対し誤登記の処理について理解を求めましたが了解が得られず、一部の工事の取り止め及びそれに伴う工事費の大幅な減額と工期延長を行いました。

問題の原因は、県が誤登記の是正を市に依頼しましたが連携が不足し、事務手続きの進捗確認が十分でなかった点にあります。

県と市は、問題発生を受けて用地買収が必要な事案の進捗を確認する会議を月1回設けることとしました。加えて、今回の問題解決に当たり協力体制、信頼関係を再度確認し、地権者との交渉に真摯に対応しました。

本件については、登記の修正完了までは工事発注事務は行わないよう事業課と用地課のチェック体制を強化することとし、県が用地を直接取得せずに工事を実施する場合には、県が主体となって事業用地取得の確認、地権者への説明を行うことを所内会議により確認しました。

今後は、用地買収を伴う案件は状況を当事者間で十分に確認、共有し、再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建物の取壊しに係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 浜松土木事務所では、行政財産の用途廃止及び取壊しの決裁を得ることなく、旧天竜土木事務所佐久間支所の庁舎を取り壊した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当所では、令和元年度に浜松市から借り受けた旧天竜土木事務所佐久間支所の土地を返還するために建物を解体する際、静岡県財産規則第38条（用途廃止）及び同規則第53条（取壊し）の規定に基づき、同規則に定められた決裁権者の決裁を得た上で解体すべきところ、その手続きを行っていませんでした。</p> <p>これは、土地の返還時期が決まっていたため、その調整のみに注意が向き、庁舎部分について財産規則上の行政財産から普通財産への用途廃止手続き及び取壊し手続きを事務所として失念したことや、本庁所管課においても手続きの周知を怠ったことが原因です。</p> <p>このような財産規則上の手続き漏れを防止するため、事務所内で「県有財産事務の手引き」の必要な項目を中心に編集し、事務所版の手引きを作成しました。</p> <p>今後は、事務所内の財産事務担当課である総務課及び幹部職員に「静岡県財産規則」（抜粋）及び「県有財産事務の手引き」（事務所版）を配付し常備するほか、財産管理業務に携わる職員に資産経営課が主催する「財産事務研修会」を必ず受講させるなど、事務所全体で財産処分に係る手続きの確認を徹底することにより、財産管理業務に万全を図っていきます。</p> <p>また、現在未利用の旧天竜土木事務所春野支所及び旧浜松土木事務所新居支所について、将来の財産処分に備え、事前に必要な手続きのフロー図を作成するなどの洗い出しを行っていきます。</p> <p>なお、本庁所管課においても、他事務所で同様の事案が発生しないよう、上記再発防止の取組を通じた財産管理の徹底を求める通知を改めて発出するとともに、今後、当部が所管する全ての未利用財産等の状況について、定期的に各出先機関と情報共有を図り、指導していきます。</p> <p>今後は、出先機関との連携を密にし、事務処理手続きを含めた進捗管理の状況を共有しながら、適切な財産管理に努めます。</p>	

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 業務委託の不適切な契約 |
| 3 | 内容 | 債務負担行為（ゼロ債）の議決を根拠として入札執行したが、低入札調査に時間を要し翌年度になり、入札不成立であったにもかかわらず契約を締結した。 |

【措置の内容】

当所において、債務負担行為設定年度経過後の契約となった原因は、入札事務担当者等事務所内の債務負担行為の認識が不足し、年度を超えると債務負担行為の効力を失い入札不成立となることが念頭になかったことによるものです。

この事態を踏まえ、債務負担行為設定事業の入札において調査基準価格を設定する場合は、低入札調査（施工体制確認型の場合は、追加資料の調査も含む）に要する期間を確保しました。また、やむを得ず年度末の開札とする場合は、入札公告に停止条件を設定し、調査基準価格を下回った者が落札候補者となった場合は入札を中止することとしました。

上記内容は、事務所入札参加資格委員会で説明するとともに、事務所内に、年度末債務負担行為設定事業に関する入札スケジュール及び入札条件を配布し、周知徹底を図りました。

今後は、再発防止策を確実に履行し、適切な事務の執行に努めます。

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 建設工事現場等における第三者事故等の多発 |
| 3 | 内容 | 令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が1件、工事等関係者事故が2件発生した。 |

【措置の内容】

当所では、これまで事故防止対策として、事故発生後速やかに建設工事等安全管理推進委員会を開催し原因分析と再発防止措置の検討を行い、所内職員や受注者と情報共有するほか、全受注者への安全対策徹底の通知、事故事例集の随時提供及び予告無しの安全パトロールなどを実施し工事事故防止に努めてきました。

また、部全体の取組として、平成30年8月に策定した「工事事故防止行動計画」に基づき、事故防止PDC Aサイクルによる対策を講じましたが、3件の工事事故が発生してしまいました。

そのため、この事態を重く受け止め、担当監督員だけでなく複数名による現場での確認を徹底し、「予想される事故対策リスト」の想定リスク漏れ、ハザードマップの適切な掲示・更新を確認するとともに、現場代理人がリストとマップを活用し、日々のKY（危険予知）活動や新規入場者教育により、作業員の主体的な安全行動を周知・教育するなど、より高い実効性が得られるよう事故防止PDC Aに取り組んでいます。

また、更なる事故防止対策として、以下の内容に取り組んでいます。

- (1) 職員を対象とした専門家による安全講習会の開催
- (2) 建設業協会等との意見交換時に注意喚起するとともに、電業協会・測量設計業協会へ文書により事故防止の徹底を依頼
- (3) 建設工事に加え業務委託においても、業務計画書の事故防止対策内容を確認し、現場で実施しているかパトロールを実施
- (4) 実施中の工事・業務委託において、事故防止PDC Aサイクルによる対策が機能しているか総点検を実施

今後、契約件数の増加に伴い、工事事故の増加が危惧されるため、これらの取組を引き続き進めるとともに、所内職員に建設現場の安全講習会等を積極的に受講させ、事故撲滅に向けた意識の徹底に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
清水港管理局	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が2件、工事関係者事故が1件発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当局では、これまで事故防止対策として、工事事務防止行動計画に基づく安全パトロールを中心に、受注者に対する工事事務防止の指導を行ってまいりましたが、令和元年度において、第三者事故(物損)2件、工事関係者事故1件の発生を防止することができませんでした。</p> <p>このような事態を重く受け止め、行動計画に基づく安全対策に加え、当局独自の取組として以下のとおり、改善対応を行っています。</p> <p>(1) 受注者に対して、「ハザードマップ」及び「予想される事故対策リスト」を活用し、各施工段階に応じて洗い出した想定リスクと対策について、KY（危険予知）活動、新規入場者教育、安全訓練(半日/月 義務付け)などの場面を通じて周知徹底するよう指導</p> <p>(2) 受注者に対して、工事完成図書にハザードマップの活用記録の添付を義務づけ</p> <p>(3) 担当監督員の現場立会時の安全指導に加え、総括、主任監督員の現場パトロール頻度を増やし、パトロール時には安全関係書類の記録を確認</p> <p>(4) 十分な新型コロナウイルス感染症対策を取った上で、労働基準監督署（副署長）を講師に招き、港湾工事に特化した内容の安全講習会を令和2年11月25日に開催</p> <p>このような対策の効果もあり、令和2年度は現時点まで、工事事務は発生していません。</p> <p>当局としては、度重なる工事事務の発生を重大事案と捉え、今後も、実態に即した安全対策に継続して取り組めるよう、発注者と受注者が一体となって、官民挙げて事故防止対策に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御殿場高等学校	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 実習室での火災の発生</p> <p>3 内 容 令和元年10月、御殿場高等学校工作室において、実習担当教員が不在になった際、レーザー加工機から出火し、加工機の一部及び加工機周辺が延焼し、煙を吸った教員4名及び生徒1名が近隣の病院に救急搬送された。これにより、加工機（購入額1,541,378円）の焼失、建物の一部が損傷したことによる修繕費用442,970円の損害を与えた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本事案が発覚した翌日に、火災が発生した工作室、教職員が常駐する職員室、事務室での対応や活動を取りまとめ、火災の発生当時の状況を確認しました。</p> <p>教職員が日頃の備えや安全管理の観点から事故を振り返り、火災発生時における消火活動や生徒の安否確認事項、施設設備被害状況の把握などを検証し、再発防止のため、安全管理体制の強化について検討しました。</p> <p><問題点></p> <p>(1) 実習室の工作機械等の管理マニュアルを作成していませんでした。</p> <p>(2) 災害発生時の情報連絡体制を整備していませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 工作機械ごとのマニュアルを作成し、工作機械での作業は教員の立会いのもとで行うことを明記しました。</p> <p>(2) 消防・防災計画書に情報伝達体制を明記し、(1)のマニュアルと併せ、全教職員に周知しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
吉原工業高等学校	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 住居手当の認定誤り</p> <p>3 内 容 住居手当の認定の際、家賃無料期間があり住居手当の支給要件を満たしていないが、誤って認定したため手当の過払い（21,500円）が発生していた。また、所属では支給の誤りを把握していたが、修正を行わなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、平成30年4月に住居手当を誤って認定しました。その後、誤りに気づいていたものの、事務処理の確認不足により、返納手続きをしていませんでした。</p> <p>監査による指導を受け、当該職員に対して発生原因等を説明し、過払いとなっていた住居手当21,500円は令和2年10月に返納しました。</p> <p><問題点></p> <p>(1) 住居手当の認定にあたって、その決裁過程において、認定簿と添付書類の内容を突合しておりませんでした。</p> <p>(2) 認定した住居手当の誤りが判明した際、決定取り消しと同時に行うべき手当の遡及処理を失念していました。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 住居手当認定の決裁過程において、認定簿と添付書類の突合を徹底します。</p> <p>(2) 住居手当認定簿に、遡及処理日を記入する欄を設け、失念を防止します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 不適切な予算執行</p> <p>3 内 容 令和元年度計算書類を構成する収支計算書及び収支計算書総括表について、会計処理規程第14条に「予算額を超える支出を行ってはならない」と規定されているが、これに反し多数の科目で決算額が補正後の最終予算額を超過した支出となっていた。なお、この状況は、複数年に渡って行われていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該案件は、流用処理手続きの不備によるものです。</p> <p>会計処理規程第14条には、「必要があるときは、理事長の承認を得て、予算において定めた科目の金額を流用して執行することができる。」とあります。この手続きについて、従来理事長の承認を口頭で得ることとしていたため、収支計算書及び収支計算書総括表では、外観上最終予算額を超過した支出となっていました。</p> <p>今後は、公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター会計処理規程を遵守し、補正予算作成時に予算執行状況を精査し、支出は予算内にするとともに、やむを得ず予算を超過した支出となる場合には、第三者にも判断できるように書面で理事長の承認を得るようにします。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局高校教育課	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特定個人情報の不適切な取扱い</p> <p>3 内 容 高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から高校教育課へ書類送付の過程で特定個人情報が記載された用紙1枚（1人分）が紛失した。</p> <p>高校教育課は、特定個人情報等取扱規程に基づき、特定個人情報等が記載された書類を取得した際の確実な受領確認を行っていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本事案は、特定個人情報等取扱規程に基づき、特定個人情報等が記載された書類を取得した際開封時の複数人による確認を行うべきでしたが、担当者のみ確認が常態化しておりました。</p> <p>なお、令和2年10月9日に、学校長が当該保護者に状況説明及び謝罪をしました。</p> <p>また、今回の事例発生後、他の学校へ注意喚起の通知を行いました。</p> <p><問題点></p> <p>(1) 課内で書類を取得する際には、複数人による確認をする体制がとれていませんでした。</p> <p>(2) また、複数人による確認作業を行えるよう、ゆとりを持った事務処理期間の確保が必要であることを課題として認識しました。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>以下の取組などにより、特定個人情報取扱規程に基づく適正な管理を実施します。</p> <p>(1) 課内で取得状況確認表を作成し、確認作業を複数人で行う体制としました。</p> <p>(2) 学校の規模に応じて、個別に提出期限日を設定し、事務処理の平準化、チェック体制の強化を図ります。</p>	